

# Newsletter

September 2015  
Volume 4 Issue 2

## 目次

### 商標

- [カナダ](#)
- [マレーシア](#)
- [ウクライナ](#)

### 特許

- [EU](#)
- [タイ](#)
- [米国](#)

### 著作権

- [フランス](#)
- [英国](#)

### 知的財産一般

- [ブラジル](#)
- [ベネズエラ](#)

## グローバル知的財産・情報通信 ニュースレター

### 商標

#### 【カナダ】知的財産庁、ニース分類に従った商標出願の受理を開始

カナダ知的財産庁(CIPO)は、今秋から、ニース協定によって確立された国際分類制度(ニース分類)に従って分類された商品・役務に基づく商標出願の受理を開始する旨を発表した。これは、2016年秋以降から2017年初頭までに予定されている改正商標法の施行により、カナダが迎えることとなる多くの変化の導入段階である。

改正商標法が施行された場合、新法は、出願人に対し、対象とすることを希望する商品・役務を通常の商業用語で表明すること(現行の要件)に加え、当該商品・役務をニース分類に従って分類することを要求する。例えば、スポーツ用品を対象とすることを希望する出願人は、当該商品の特定の記述(例えば「スポーツバッグ」)を提示し、ニース分類に従って当該商品が該当する分類(この例では、第18類)を指定する必要がある。さらに、スポーツバッグは、出願書類において対象とされている他の第18類の商品と同じグループに分類される必要がある。

ニース分類の導入は、カナダ商標法における混同の有無に関する法的基準を変えることを意図するものではない。確かに、新法は、混同の有無は、商品・役務が一般的に同じ分類に属するか、ニース分類の同じ分類と属すると見受けられるかによって判断される、と明確に述べている。しかし、CIPOが指摘するように、ニース分類は、検索を促進し、類似産業において競業者が所有する潜在的に混同のおそれがある登録商標を特定することを容易にするものである。さらに、複数の国の言語に対応した商品・役務の記述が入手可能であるため、この国際制度の導入は、グローバル企業における翻訳コスト削減の一助となる。

#### 【マレーシア】高等裁判所、混同のおそれが問題となる事案では、音声テストが必須と判示

マレーシア高等裁判所は、近時、Solid Corporation Sdn Bhd 対 Pendaftar Cap Tangan Malaysia & Sun Yuen Rubber Manufacturing Co Sdn Bhd の訴訟において、二つの商標の発音方法が同じである場合、それらの商標が異なる産業で使用されていたとしても、混同が生じるおそれがあるとする判断を下した。問題となったのは"HANSA Parts"という商標であり、自動車の予備部品の流通事業を営む会社である原告がこれを登録していた。ゴムの製造会社である被告は、"HANSA"とい

う商標の登録を出願したが、原告がこれに異議を申し立てていた。商標登録官は、原告の異議を棄却したが、高等裁判所は、音声テストによると、二つの商標はお互いに音声が同一か又は極めて類似しており、商標法における欺瞞又は混同を生じさせるおそれがあるとして、商標登記官の判断を覆した。

### 【ウクライナ】出願中の商標に関する情報がオンラインで閲覧可能に

ウクライナ知的財産局(Urkpatent)は、2015年6月25日付の命令により、出願中の商標に関する情報のインターネット公開に関する規制を承認した。その命令によれば、出願中の商標に関する情報は、ウクライナ国家知的財産庁のポータルサイト(<http://sips.gov.ua>)やUrkpatentのウェブサイト(<http://uipv.org.ua/>)で公開される。出願中の商標に関する情報は、出願番号、出願日、優先出願に関する情報、商品・役務の分類、商標の画像、出願人の名称及び住所、知的財産案件の代理人(弁理士)の名称及び登録番号並びに連絡先を含む。

[最初のページに戻る](#)

## 特許

### 【EU】統一特許の更新料—欧州委員会が"True Top 4"料金の提案を受諾

来たる統一特許に向けて、適切な更新料について長い間議論がなされてきた。現在は、欧州特許が付与された後、特許は、特許権者が保護を求める欧州特許条約の各加盟国の国家単位に分解される。現行制度では、これらの国家単位の特許は、それぞれの国において有効化されなければならない。これに対し、統一特許(全25か国のEU加盟国において保護される。)に関する更新料は、EPOに対する単一の手続で支払われる。両制度(現行欧州特許及び統一特許)は競合関係にあるため、更新料の決定は統一特許の成功のために重要な要素となる。

2015年6月24日、欧州特許庁 Administrative Counsel の特別委員会は、統一特許に関する欧州特許庁の"True Top 4"料金の提案を、4分の3の大多数の賛成により承認した。"True Top 4"とは、統一特許手数料が、欧州特許が有効化されている数が最も多い上位4か国のドイツ、フランス、英国及びオランダにおいて現在支払われている更新料の合計に相当することを意味する。すなわち、特許権者は、これら4か国での合計価額を支払うのみで25か国における特許権の保護を獲得することができる。

欧州特許の平均有効期間である最初の10年間において、統一特許の更新料は5000ユーロを下回る一方、全25か国の加盟国で有効化された欧州特許に関する費用は、約29,500ユーロである。20年間統一特許を維持するための費用は35,500ユーロである一方、全25か国の加盟国で有効化された欧州特許に関する費用は158,621ユーロにもものぼる。

### 【タイ】特許電子出願に関する新規制

2015年6月22日、知的財産局(DIP)局長は、タイにおける特許、意匠及び実用新案の電子出願制度(e-filing)に関する新規制を発表した。この新規制は、2010年12月30日に発表された同じ事項に関する従前の規制を廃止する。この新規制によって、出願者は、電子出願制度を通じ、オンライン出願を申請できる

だけでなく、当該出願に関する拒絶理由通知に対する回答、不服の申立、その他の要請をすることができるようになる。

### 【米国】米国、ハーグ協定に正式に参加

2015年5月13日、米国及び国際的な意匠保護を効果的に強めるハーグ協定に米国が参加した。この結果、米国の知的財産権者は以下の利益を享受することができることとなった。

- 最大 100 種類の異なる意匠を一つの出願書類で出願すること
- 単一言語で出願すること
- 米国意匠権による保護期間が 15 年となること（以前は 14 年間であった）
- 米国特許庁が出願書を受理し、他国へ送付すること
- ハーグ条約の参加国である最大 60 か国において意匠保護を獲得できること
- 米国において仮の意匠権を取得できること

[最初のページに戻る](#)

## 著作権

### 【フランス】フランス最高裁判所が著作権及び表現の自由に関する判断を示す

2015年5月15日、フランス最高裁判所は、フランス法における著作権と表現の自由の調整に関して興味深い説明を示した。本件の当事者は、ファッション写真家と、コラージュで有名なドイツ人画家 Peter Klasen である。写真家は、Klasen のいくつかの作品において、自身の写真が承諾なく複製されていることを発見した。そのため、写真家はフランスの裁判所に画家に対する著作権侵害訴訟を起こした。

画家は、反論として、表現の自由の基本的原理によって派生的な作品を制作することが認められており、これは著作権法に優越すると主張した。パリ控訴院は、この反論を認めず、写真家の主張を認め、フランス知的財産法における著作権の例外規定に画家にとって有利に適用されるものではなく、表現の自由は著作権の例外ではないと述べた。

しかし、最高裁判所は、欧州人権条約第 10 条第 2 項に基づいて控訴院の判断を取り消した。最高裁判所は、フランスの裁判所は、著作権の保護と個人の基本的人権の保護の公正なバランスを模索すべきである、と判示した。この判断は、フランス法における著作権の潜在的な例外の範囲を拡張させる可能性があり、著作権の例外に対するフランスのアプローチに興味深い変化をもたらすものである。

### 【英国】英国高等法院、私的複製の例外を無効と判断

2015年7月17日、高等法院は、英国における私的複製の例外を導入した 2014 年著作権及び実演の権利（私的使用のための私的複製）に関する規制



高瀬 健作  
パートナー

Tel 03 6271 9752

[kensaku.takase@bakermckenzie.com](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

(SI2014/2361) (本規制)を無効とした。これによって、私的使用のための私的複製は、著作権侵害の例外に該当しないこととなった。

[最初のページに戻る](#)

## 知的財産一般

### 【ブラジル】新しい生物多様性法が成立

2015年5月20日、ブラジルにおける遺伝子資源及びこれに関する伝統的な知識の利用について新しいルールを定めた、生物多様性法（連邦法 No. 13. 123/2015）が成立した。

この新法によって大きく変化する点は主に次のとおりである。

- ブラジルの生物多様性又はこれに関する伝統的な知識から生じる素材から派生した製品の利用について、支払義務が創設された（支払額は当該製品の経済的利用から得られる年間純収益の0.1%~1%の額に相当する。）
- 非金銭的な支払（技術的移転手段又は国家利益に寄与する製品の自由な流通を通じて行うことができる）による代替制度が創設された
- 国家的な遺伝子資源に関する伝統的な知識の保全及び持続的料については、伝統的なコミュニティが意思決定過程に参加しなければならない

### 【ベネズエラ】産業財産登記所、知的財産権に関する公的手数料を増額

2015年5月5日、ベネズエラ産業財産登記所は、知的財産その他の事項（例えば、商標の譲渡、更新、使用許諾、名義又は住所の変更）に関する税金を増額する旨の通知を公表した。本通知は、2014年11月18日に官報で公表され、収入印紙法の一部を改正した Decree No. 1398(改正法)を根拠としている。

さらに、登記所は、2015年5月27日より、外国の出願人は、1ドル6.3BSのレートで計算された米国ドルで税金を支払わなければならない旨の通知を2件を公表した。この結果、外国の出願人は、極めて高額な税金を納めなければならないことになる。

[最初のページに戻る](#)